

# 平安鎌倉時代の漢籍訓点資料に於ける文末の「之」字について

曹亜瓊

はじめに

平安鎌倉時代における漢籍訓点資料について、今までに様々な研究が積み重ねられてきた。平安中期以前の漢籍訓点資料が殆んど現存していない状況と、先学によって構築された平安後半期と鎌倉時代の訓点資料の訓読語には本質的な相違がないという日本語史のパラダイムから、平安後半期と鎌倉時代の漢籍訓点資料を同列に扱うことが行われてきた。その中でも、漢文訓読語の構成に重要な役割を担っている助字の訓読法に対しては今でも衆目を集めている。

漢籍において典型的な助字を幾つか挙げることは難事ではないが、その助字の訓読法をまとめ、傾向を見出そうとすると、そこには多くの作業が必要とされる。小林芳規博士の「平安鎌倉時代漢籍訓讀の國語史的研究」(東京大學出版會、一九六七年)には、助字の訓読に関する記述が詳しくなされている。小林博士は序章において、平安後半期と鎌倉時代の漢籍訓点資料では文末の助字「之」に対して全て不読であるのが漢籍訓読語の特徴であることを述べられているが、その指摘に稿者は疑問を抱き、本稿検討することとした。

本稿は、前述した小林博士の所論に上げられた金沢文庫本『群書治要』(經部)を取り上げ、実際に作業を行い、資料から現れる訓読の実態を記述することから始めたい。更に、金沢文庫本『群書治要』(史部・子部)、平安時代の漢

籍訓点資料の延久点『史記』三卷と神田本『白氏文集』二卷とにおける文末の「之」字の訓読事象を考察し、金沢文庫本『群書治要』(經部)と比較することを試みる。これによって、小林博士によって描かれた、平安後半期と鎌倉時代の漢籍訓点資料の訓読語に本質的な相違がないという日本語史上のパラダイムに対する疑義を提出してみたい。

## 一、小林説への疑問

訓読語において「不読字」として訓読される漢字の一つに「之」という字がある。中国古語では、「之」が辞として文法上の關係を示す用法もあり、前文にあるものごとを代わって指し示る代名詞としても存することは中国側の資料にも明らかに記述されていることである。王力氏は『漢語史稿』(中華書局、一九八〇年)において、「之」を一つの指示代名詞として取り上げられ、「之」が先に指示代名詞として使用され、後に人称代名詞の働きを備えるようになった可能性も提示されている<sup>1)</sup>。

小林芳規博士は「平安鎌倉時代漢籍訓讀の國語史的研究」において、平安・鎌倉時代の漢籍と仏家の資料との比較から、各々の特色や、お互いの関連性についても精細に論述されている。序章第二節「研究資料の整理と検討」においては、平安時代と鎌倉時代の訓点資料には本質的な相違が認められないということをも

前提にし、これを批判するために、加点年代と性格が異なる四十種の資料を取り出し、訓読法の比較・考察を行われた。この四十種の資料は、平安初期から南北朝にかけてのもので、仏書、漢籍、伝記、和化漢文の訓読語を検討対象にされて、同一漢字の訓読法を調査し、資料の年代と性格にそった分類の試みを行っている。

右の書に提示された結果の中に、文末の「之」の訓読法が、大きく2種あるということに触れ、左記の用例を掲げられている。

(イ) 君子学以聚之。問以辯之。(群書治要卷一建長七年點139)

(ロ) 今將二談合二佛身一是故以二利他一言レ之。(教行信證古點57才6)

小林博士の調査によると、四十種の資料において、文末に出現する「之」について、主に右の(イ)のように「之」を不読にする訓読法と、(ロ)のように「之」を直読する訓読法が現れるとされる。そして「之」字の訓読法は、不読と直読の訓読法が共存する資料、直読とする資料、不読とする資料の三分類ができると指摘されている。資料の性格に即して見れば、

1、『法華経方便品』、小川本『願経四分律』、西大寺本『最勝王経』らの平安初期に加点された6種の訓点資料では、不読と直読の訓読法が存在する。

2、平安中期に加点された『法華経玄賛』、平安後期に加点された『法華義疏』(長保四年)、院政後期に加点された『大乘本生心地観経』(卷八)、南北朝時代に加点された『倭点法華経』、鎌倉初期に加点された『教行信證』らの平安中期からの仏書訓点資料と、院政期に加点された『戒律传来記』、鎌倉初期に加点された『大唐西域記』(卷十一・十二)らの平安中期以降の伝記類訓点資料と、院政期に加点された『将門記』と鎌倉中期に加点された高山寺本『消息文範』では稀例があるが、直読とする訓読法であるとされている。

3、四十種の中、六種の資料だけでは皆不読で、その資料の性格をみると、平

安中期に加点された『古文尚書』(延喜頃)と『漢書・揚雄伝』(天曆二年)、平安後期に加点された『史記・呂后孝文孝景本紀』(延久五年)、院政期に加点された『文集・新樂府』(天永四年)と『春秋経伝集解』(卷十)(保延五年)、鎌倉時代に加点された『群書治要』(経部)(卷一・建長五年)の漢籍訓点資料であることが分かるという。

稿者が右の訓読語史のパラダイムに疑問を抱き始めた切っ掛けは、

○何(そ)辱か之返に如シ。(何辱如之・金沢文庫本群書治要卷五・229)

右の例のように、文末の「之」に返り点があり、直読の訓読法を表すと認めざるを得ない用例に接したことである。更に、巻五を全体的に調べると、直読する用例は計14例存在し、全体の9.1%を占めることがわかる。そして、巻一と同様に、巻五には清原教隆による奥書と花押が確認できる。

○建長六年十一月六日蒙洒掃少尹尊閣教命加愚ノ點了

前参河守清原(編)

巻五は鎌倉時代に加点されたもので、鎌倉時代の漢籍訓点資料に文末の「之」を直読する訓読法が存したことが確認される。『群書治要』(経部)全九巻における文末の「之」の直読率は15.0%に昇り、稀例であるとは言いがたいと認めざるを得ないことになろう。

## 二、中国側の文末の「之」字の用法について

まず、中国古語における文末の「之」字の用法を、中国語側の資料の記述から検討する。

『康熙字典』<sup>②</sup>から「之」に関して以下のような説明がある。

之古文出唐韻正韻止而切集韻韻會直而切<sup>③</sup>音枝說文出也象艸過中枝莖益大有所之一者也玉篇是也適也往也禮檀弓延陵季子曰若氣則無不之也

又於也。禮大學之其所親愛而辟焉。註之適也。朱傳猶於也。又語助辭。書金縢禮亦宜之。禮文王世子冬亦如之。正字通凡之字或句或語尾或層出如毛詩我之懷以共武之服及女曰雞鳴章知子之來之六句九之字常華章左之左之六句八之字可以例推。又此也。詩周南之子于歸。註之子是子也。又變也。易傳辭也者各指其所之。孫奕示兒編之子訓變左傳遇觀之否言觀變爲否也。又至也。詩鄘風之死矢靡他。又遺也。揚子法言或問孔子知其所道之不用也則載而惡乎之曰之後世君子。註言行道者貴平及身乃載以遺後世。又姓出。姓苑。又郝敬讀書通凡言之者物有所指事有所屬地有所往連屬之辭也。通作施。詩唐風舍旃舍旃。又魏風上慎旃哉。與之同。通作至。往彼曰之。到此曰日至。音義互通。又韻補叶職流切音周。楚辭九章呂望屠於朝歌兮甯戚歌而飯牛不逢堯舜與桓繆兮世孰云而知之。叶上牛下求。周伯琦曰古人因物制字如之本芝草乎本吁氣焉本鳶後人借爲助語之用既多反爲所奪又制字以別之乃有芝字吁字鳶字。

『康熙字典』の「之」の項目をみると、「之」には動詞の用法もある一方、「於」(…において)のような助詞としての用法もあり、また、『正字通』の説明から「之」が文中でも文末でも実質的な意味がなく構文上の助詞として使用されることもあることがわかり、連体修飾語を構成する助詞という用法があることがわかる。そして、「之」には指示代名詞の用法もあるという。

即ち、『康熙字典』からは「之」には動詞(動詞の場合は、中国語文の構文が以下のものと異なる場合があるが、文末に位置するものを以下と同様に文末の例として計量している)、代名詞、助詞の用法があることが認められる。

山田孝雄博士が著作『漢文訓読によりて傳へられたる語法』(株式会社宝文館 一九三五年)において、「学而時習之」の「之」の類の「之」が、上の字が陳述することを示すものであると指摘されている。それを踏まえて、小林博士はこのような代名詞とは異なる助詞の「之」に対して、「當つべき日本語のない、不讀字に扱われる文字である。」<sup>③</sup>とされている。「学而時習之」の「之」

は中国側の資料において、どのように捉えているのかをみてみる。

劉洪の『助字辨略』(『助字辨略 等六種』に所収、楊家駱主編、世界書局一九六二年)から「学而時習之」の「之」に対する説明が次のようにみられる。

○又指事之辭・如論語・學而時習之・之謂其所學・老者安之・之謂老者也。右の文によると、『論語』からの用例「而時習之」について、劉洪氏はこの例にある「之」字が、「其の学んだもの」を示し、「老者安之」の「之」が「老者」を指している。「指事之辭」、物事を指し示す代名詞であると考えている。「學而時習之」という用例を、楊樹達氏が『詞詮』<sup>④</sup>に、楊伯峻氏が『古漢語虛詞』<sup>⑤</sup>にも代名詞の用例として挙げられている。更に、楊伯峻氏が前文には「時習之」について、「之」が充当する先行の名詞がないが、動詞の「学」があることから「時習」をするのは学んだものである<sup>⑥</sup>と説明を加えている。中国側の資料をみれば、「學而時習之」の「之」のような、文末の「之」も代名詞の用法であると認めた注釈があることに注目しておきたい。

楊伯峻氏は『古漢語虚詞』において、「之」字作他称代词，相当于汉语的「他」或「它」，或这件那件事<sup>⑦</sup>。「之」に三人称代名詞の用法があり、意味は現代中国語の「他」と「它」に等しいが、またはこの事、その事を指し示すこともある<sup>⑧</sup>と、「之」の代名詞の用法について詳しく説明されている。また、「之」には「焉」の意味と同じく、「兼詞」という用法があることも指摘されている。その原文は以下の通りである。

○之、可用同焉，便是作兼词，于此、于彼、之意。

右によると、「之」には「焉」と同じく、『兼詞』(一つの文字が、二つの文字の意味と用法を持つ、『諸』『焉』の類)の用法があり、『於此』(ここにおいて)、『於彼』(そこにおいて)の意味がある<sup>⑨</sup>とされている。即ち、「之」字は、文末の助字の用法として解釈されうると同時に、指示語としての解釈の両様を兼ねられた意味機能を持つと解釈されている。用例としては、『史記・貨殖傳』

から「淵深而魚生之、山深而獸住之、人富而仁義附焉」が挙げられ、楊伯峻氏はこの用例について、「水深、魚便生在那里；山深、兽便去到那里；人钱多、仁义之名便附在他身上。」<sup>13)</sup>「水が深かったら、魚がそこに住むようになる。

山が深かったら、獸がそこに行くようになる。人がお金持ちだったら、仁義の名が彼に付くようになる。」と解釈されている。同じ用例を楊樹達氏は『詞詮』においても取り上げられ、このような用法の「之」を「指示代名詞」とされている<sup>14)</sup>。両氏の観点から、「之」は何かの場所や方面、人を指し示す「之」の意味を備えながら、動作や状態の場所などを提示する「於」の意味も持つと考えられよう。即ち、「兼詞」と解釈されているのである。

漢文訓読語の成立時、即ち、漢文が日本語によって訓読される場合には、訓読に先行して、該当漢文の解釈が行われる状況が、一般には考えられる。その場合、漢文の「之」をいかなる語として解釈されるかによって訓読語の異なることが期待される。文末の助字の用法と見るならば不読として現れようし、指示代名詞として解釈されれば代名詞訓「これ」が充当される。以上のように、「之」字の解釈が中国において揺れていることに、特に注目しておきたい。

先の小林博士の訓読語の対立を認める訓読語史上のパラダイムは、〈仏書Ⅱ直読Ⅱ代名詞Ⅰ→漢籍Ⅱ不読Ⅱ文末助字〉の構造で、漢文脈の解釈が、仏書でも漢籍でも文脈による解釈に左右の揺れがないこと―謂わば、膠着していることに他ならない。

### 三、金沢文庫本群書治要における文末の「之」について

金沢文庫本群書治要における訓点が鎌倉時代になされたことについては、先学によって已に明らかにされている<sup>15)</sup>。経部(卷一―卷十、卷四欠)の奥書からみれば、経部は清原教隆が加点了されたものであることがわかる。また、史

部(卷十一―卷三〇、卷二三欠)は藤原茂範と藤原俊國が加点了された写本をもとに写されたものであるとされている<sup>16)</sup>。子部(卷三二―卷五〇)は藤原(式家)敦周、敦綱、敦經、清原頼業の加点了を元とし移点されたものとされている<sup>17)</sup>。三つの部分の資料は鎌倉時代に加点了されたものであるが、祖点の加点了者が異なることによって訓読語に相違のある可能性を考慮し、本稿では金沢文庫本群書治要における文末の「之」字を、経部、史部、子部の三つの部毎に検討する。

#### (一)、経部における文末の「之」字について

経部において、文末の「之」字の不読例は931例で、全体の1099例の84%である。幾つか例を掲げる。

- 1、十月の「之」交(音・朔日辛卯に・日蝕(返)セルこと有(り))「之」亦(た)孔(ナ)タ「之」醜(十月之交 朔日辛卯 日有蝕之 亦孔之醜・卷三・285)

- 2、故に君社稷(の爲)死(す)ルトキンハ・「則」死又「之」。社―稷の爲に亡スルトキンハ・「則」亡す「之」(故君爲社稷死 則死之 爲社稷亡 則亡之・卷五・364)

例1の「有り」、例2の「死又」と「亡す」は自動詞で、この2例は、助字の「之」の不読例として挙げられる。また、以下のような不読例も認められる。

- 3、夏―徴―舒・其(の)君を弑す。其(の)罪大ナリ「矣」。討―戮スルは「之」。君(の)「之」義ナリ「也」(夏徴舒弑其君 其罪大矣 討戮之 君之義也・卷五・52)

- 4、若シ國札(入)輕―喪アルトキンハ「則」賻(去)―補(上)セ令ム「之」(若國札喪 則令賻補之・卷八・153)

例3では、前に「討戮スル」という動作があり、漢文では後ろの「之」がその動作を受ける目的語で代名詞の働きであると思われ、例4の「之」の前に「賻補す」という他動詞があり、「之」がその対象を指示する代名詞であると考え

られるが、訓読符や振り仮名がなく、不読にされている例である。本来の漢文では、経部における文末の「之」字の用例には、助字の用法の「之」の用例も、代名詞の「之」の用例もあると認められる。

不読例以外、経部において、15.0%を超える168例の直読例が存在し、特例とはいえない。そのうち、

5、詩は「者・志(訓)」「之(返)ク所ナリ(詩者志之所之)・卷三・7」  
例5のように、「之」に動詞の訓を与える用例は計5例みられる。そのほか、「て」または「これ」と直読する用例が挙げられる。例6と例7は「之」を「て」と訓ずる例である。

6、勉メ之苟(ト)是の行(二)に從(シ)カヘ「也」(勉之苟從是行也・卷八・294)  
7、孔子・徘徊シ而望(テ)シ之從(返)者(返)に謂(リ)テ 曰(たまは) (く)・(孔子徘徊而望之謂從者曰・卷十・262)

訓読語からみれば、例6と例7の「之」に「て」のヲコト点があり、前の「勉メ」または「望シ」という連用形を受け、下の文に繋がっていき、加点者が「之」を接続助詞として捉えられたとも考えられるが、「之」字は助字と解釈され不読扱いであるが、句読関係上かかる加点法が採られたとも考えられると。経部には、文末の「之」に「て」の訓が加えられた例は計78例ある。

8、民(の)「之」好(返)ム所をは之(返)々々。民(の)「之」悪ム所をは之(返)々々。 (民之所好 々之 民之所惡 々之・卷七・571)

9、田子方曰(く)・少に其(の)力を盡シ而老(い)て其(の)身(二)を棄(ス)ルこと・仁者は爲(セ)返(ス)不トイフ「也」 東(昂)而贖(之)を贖(ふ)。(田子方曰 少盡其力而老棄其身 仁者不爲也 東昂而贖之・卷八・504)

例8において、「好之」と「悪之」の「之」に「を」のヲコト点を確認でき、訓読語の「之を好む」と「之を悪む」から、「之」が「好む」と「悪む」の目

的語で、代名詞として捉えられ、「これ」と直読されると思われる。例9の「之」にも「を」のヲコト点が見られ、代名詞の訓が与えられたと考えられる。このように、文末の「之」を「これ」と読む例は計85例認められる。

(二)、史部における文末の「之」字について

史部では、不読例が805例あり、全体の958例の84.0%を占めている。不読例から例10と例11が挙げられる。

10、秦其(の)後に繼(く)。猶(ほ)改(ス)ルこと能(は)不(タ)又(タ)益(ス)甚(シ)ウス「之」。(秦繼其後 猶不能改 又益甚之・卷一七・573)  
11、鮑叔既に管仲(返)を進(メ)テ己(カ)身(下)ル「之」(鮑叔既進管仲 己身下之・卷二二・112)

右の不読例に対して、以下のような直読例も存在する。

12、魂「而」靈(二)有(フ)は之(二)カ不(二)無(三)ラむ「也」(魂而有靈無不之也・卷五・61)

例12の「之」に「ユカ」という振り仮名があり、動詞の訓が付されたと思われる。また、

13、頃(ク)アリ之(ト) 趙忠・車騎將軍爲(リ) (頃之) 趙忠爲車騎將軍・卷三・313)

14、民・豊(富) (二)スルこと有(二)ル者をは輒(ち)・誣(シ)フルに・大(一)違(二) (返)を以(シ)テ皆(ナ)誅(滅)シ之財(物) (二)を没(二) (一)入(ス)ルと前(後)・億(計) (二)を累(カ)ヌ(民有豊富者 輒誣以大違 皆誅滅之 没入財物 前後累億計・卷一四・367)

例13と例14のように、前に用言の連用形を受け、後文と繋ぐため、動詞の後の「之」が接続助詞として「て」と読まれる用例もあり、史部において計93例が認められる。史部では文末の「之」を「これ」と読む例も存在している。15、古(の)「之」王者・太子・酒(ち)生(れ)て固(より)舉(くる)に

禮を以(す)。士に使(て)之を負(は)「使」(再讀) (む)。(古之王者太子酒生固舉以禮使士負之・卷二六・294)

16、殃禍(の)「之」變・未(た)移(返) (す) 所を知(ら)「未」(再讀)

明帝之(返)に處(り)て尚(ほ)以(て)後(世)を安(する) こと能

(は) 不(將)に如(之)何(と)「將」(再讀) (殃禍之變) 未知所移 明

帝處(之) 尚(不能)以(安) 後(世)將(如)之(何)・卷一六・201)

例15の「負之」の「之」に「を」のヲコト点があり、「負」の動作をうける

実質の意味のある代名詞として、「これ」と読むべきであると思われる。例16

の「處之」の「之」に「に」のヲコト点が見られ、訓読文では「處」の前にそ

のより処を表す自立語であると思われ、「これ」と訓ずるものである。史部に

おいて、文末の「之」を「これ」と訓ずると思われる例は計57例ある。

(三)、子部における文末の「之」字について

金沢文庫本群書治要子部において、文末の「之」は計158が見られ、そのう

ち、643例は不読例で、915例は直読例である。不読例には、

17、天下を害スル者ヲ(天)下亦(た)害す「之」(害天下者 天下亦害之・

卷四九・498)

18、人主・賢(返)を得(て)用(二)キンコトヲ欲(二)返(不)返(とイフ

コト莫(し)「之」。(人主莫不欲得賢而用之・卷五〇・410)

例17と例18が挙げられる。訓読文からみれば、用言の終止形の後に続く「之」が不読されている。

直読例には、経部と史部の直読例にも現れたように、「之」に動詞の訓を付す用例もあり、助詞「て」や代名詞「これ」の訓を加える用例もある。

19、呉起(人名)行(ク)トキニ魏武(侯)・自(ら)送(り)之(日) (く)・先

生(將)に何を(以て)西河(二)を治(二)メむ(と)「將」(再讀) (三)

ル。(呉起行 魏武侯自送之) 日 先生將何以治西河・卷三九・512)

20、夫(れ)・衆(人)として我(返)を畜(シ)カハ「者」・我(亦) (た) 衆(人)として之(返)に事(フ)。(夫衆人畜我者 我亦衆人事之・卷三九・256)

例19の「送之」の「之」には「て」のヲコト点があり、「之」を「て」と読

むと思われる。「之」を「て」と訓ずる例は計82例ある。例20の「之」には

返り点、「に」のヲコト点と「レ」の振り仮名があり、「之」に「これ」という

代名詞の訓がなされたと考えられる。文末の「之」が「これ」と訓ずる例は子

部において計829例が認められる。

鎌倉時代に加点された金沢文庫本群書治要における文末の「之」について、

経部、史部、子部の三つの部分において、孤例とさえいえないような直読例が認め

られることから、鎌倉時代の漢籍訓点資料では、文末の「之」を直読するとい

う訓読方法が存在していることがわかる。更に「之」に代名詞の訓「これ」が

与えられた比率は39.3%、53.8%、90.9%のごとく、上がっていることも明らか

になった。史部、経部、子部の順に、積極的に「之」を代名詞の訓の「これ」と

直読するようになることから、室町時代に桂庵らによる「之」を「これ」と

訓ずるといふ提唱以前に、鎌倉時代の漢籍訓点には已に「之」を「これ」と読

む訓読語が存在し、漢籍の枠の中で、経・史・子と言ふ資料の性格、または、

加点者の属性によって異なった訓読法がなされていたという可能性もあると

考えられる。

#### 四、平安時代の漢籍訓点資料における文末の「之」字について

—延久点史記と神田本白氏文集において—

(一) 延久点史記における文末の「之」字について

延久五年に加点され、現存する史記の古写本において最古である延久点史記には、呂后本紀第九、孝文本紀第十と孝景本紀第十一がある。加点年代につい

ては、山田孝雄博士が「公爵毛利元昭氏藏 史記第九呂后本紀 解説」(『呂后本紀第九』所収、古典保存會發行兼印刷、昭和十年印刷發行)によっても明らかにされている。同解説において山田博士は、家国によって加点された史記の点本は家国の持つ江家の点の大意を反映できると貴重性を肯定された。この平安時代に加点された三巻の史記において、文末の「之」字の直読例が存在している。三巻において、文末の「之」字に動詞の訓が付される例は例21の1例だけである。

21、我(返)を將<sup>イ</sup>并<sup>ヒ</sup>て 安<sup>ト</sup>か「イ、安か」之<sup>ト</sup>カムト欲<sup>ス</sup>ル「イ、欲(る)乎」乎。  
(少帝曰 欲將我安之乎・呂后本紀九・264)

文末の「之」に「て」のヲコト点があり、「之」を「て」と直読すると思われる例は三巻において計6例である。例22はそのうちの1例で、動詞の連用形の後に続く「之」が助詞の「て」の訓が付される例である。

22、六年十月に・太后の 曰<sup>ノ</sup> (く)・呂王嘉(人名)居<sup>ノ</sup>處(上)驕(平輕)

一恣(去)「イ、驕<sup>オコ</sup>リ恣<sup>ホク</sup>ナリ」廢<sup>ス</sup>ア、「之」<sup>ト</sup>「イ、廢(て)之」<sup>ト</sup>肅王台(人名)か弟呂一産(人名)(返)を以て呂王(と)爲<sup>ス</sup>。(六年十月 太后曰 呂王嘉居處驕恣 廢之 以肅王台弟呂産爲呂王・呂后本紀九・115)

「廢」には「ステ」、<sup>ト</sup>「之」には「て」のヲコト点あり。表記上では「之」を「て」と読む方を異読として立てたが、訓読語では一つの直読例として認められる。

延久点史記には文末の「之」字を「これ」と直読する例が1例認められる。この1例は孝文本記卷第十に現われ、以下の通りである。

23、「故に高帝・之(返)を設(け)て以て海内を撫<sup>ナ</sup>ツ」(故高帝設之 以撫海内・孝文本紀十・96)

例23の「之」に返り点と「を」のヲコト点認められ、下の「設く」という動詞の動作をうける目的語であると思われ、例23は文末の「之」を「これ」

と直読する例と考えられる。

延久点史記三巻において、文末の「之」字の直読例が計8例見られ、訓点が確認できた部分の用例総数93例の8.6%を占めている。また直読例のうち「これ」と訓ずる用例が1例認められる。文末の「之」字について、直読または「これ」と直読することは、平安時代に已になされた確例であると思われる。

(二) 神田本白氏文集における文末の「之」字について

文末の「之」字の直読例は平安時代に加点された神田本白氏文集にも認められる。神田本白氏文集には巻第三と巻第四が現存し、奥書からみれば、文永四年三月に藤原茂明によって加点されるものであると思われ、平安末期に書写、そして校点された漢籍古写本として高い価値を持っていることも大田次男氏によって明らかにされている<sup>16)</sup>。平安時代に加点された漢籍訓点資料である神田本白氏文集は小林博士の著作『平安鎌倉漢籍訓讀の國語史的研究』(東京大學出版會、一九六七年)にも取り上げられたが、文末の「之」字の直読例はあるが、その数は少ないとされている<sup>16)</sup>。その状況を実際に作業して検討すると、神田本白氏文集巻三には文末の「之」字の不読例は14例みられる。直読例は7例見られる。7例という数字は大きい数字ではないかもしれないが、割合からみれば、この7例は総計の21例の33.3%を占めていて、注目すべきものである。7例の直読例には「て」と読まれる例が2例認められて、例として例24を掲げる。

24、貞觀二年に大に飢(う)。人男女を鬻<sup>ウ</sup>ル者有(り)。詔(し)て御府の金

帛(返)を出(し)て 盡<sup>コト</sup>に贖<sup>カ</sup>(ひ)之<sup>ト</sup>其(の)父母に還<sup>ス</sup>す「也」

(貞觀二年 大飢 人有鬻男女者 詔出御府金帛 盡贖之 還其父母也・51・注)

右の例の訓読語をみると、「之」に「て」のヲコト点があり、上の動詞の連用形に続き、「之」を接続助詞として捉えている。また、巻三において、

25、太宗嘗(て)・侍臣(返)に謂(ひ)て曰(く) 婦人・深宮に幽閉たること・情に實(に) 愍(む)可(し)。今・將に之(返)を出(し)て任(に)・於(ホシマ) 伉儷を求(む)と。(太宗嘗謂侍臣曰 婦人 幽閉深宮 情實 可愍 今將出之 任求伉儷・55・注)

26、之(返)を聽(き)て不(不)覚(オホ)「イ、覺(オホ)エ不(不)ルニ」・心(コ)・平(平)和(和)なり。(聽之 不覚心平和・303) (「不」と「覺」の間の傍線に合点あり。)

例25と例26のように、他動詞の「出す」または「聴く」の目的語と捉え、文末の「之」を「これ」と直読する例が計5例認められる。また、卷三の本文だけを見ると、5例の文末の「之」字のうちの4例は直読例で、注文だけを見れば、16例のうちの3例は直読例で、注文と本文によって訓読法が異なった可能性も考えられる。

文末の「之」字の直読率は神田本白氏文集卷四においては更に高い。文末の「之」字は計7例がみられ、すべて本文に現れ、皆直読されている。そのうち、1例は動詞の訓「ゆく」が加えられた例で、例27である。

27、穆(穆)王(王)・獨(獨)り・乘(乘)りて何(なん)の所(所)にか之(之)ク(ク)・(穆王獨乘 何所之・卷四・68)

6例は「これ」と直読すると思われる例で、例29と例30が挙げられる。

28、穆王の八駿・天馬の駒(駒)の後の「人・之(返)を愛(し)て寫(して)圖(と)爲(す)。(穆王八駿天馬駒 後人愛之 寫爲圖・卷四・66)

29、龍・自(自)ら 神(神) 音(音) ナラ不(不)レトモ人(人)・之(之)を神(と)す。(龍不自神 人神之・318)

例28では、「之」に返り点と「を」のヲコト点<sup>ヲ</sup>が認められ、「愛す」の目的語で、「これ」と読むべきであると思われる。例29では、「之」に「レ」の振り仮名と「を」のヲコト点<sup>ヲ</sup>が確認でき、「之」に「これ」という代名詞の訓が

与えられ、「之」が「神とす」の目的語であると考えられる。卷四において、文末の「之」字について、存する全7例はすべて直読される例で、そのうちの6例が「これ」と読まれている。数はすくないかもしれないが、神田本白氏文集卷四では、文末の「之」字を直読するほうが一般的であると考えられる。神田本白氏文集と延久点史記の文末の「之」の訓読事象から、文末の「之」を直読する訓読法もまた「これ」と読む訓読法も平安時代に已にあったといえよう。

#### おわりに

金沢文庫本群書治要、延久点史記二卷、神田本白氏文集二卷における文末の「之」字について検討した。以上の資料から窺えた平安鎌倉時代の漢籍訓点資料における文末の「之」の用法と訓読事象の状況により、小林論の「皆不読」という概括的統一論に対し、「之」を直読する訓読語は、平安鎌倉時代には存在していると考えることができよう。「之」に代名詞の訓「これ」を与える訓読法は、鎌倉時代と平安時代の漢籍訓点資料では已になされていて、桂庵らの提唱によって室町時代に新しく取り入れられるものではない。また、金沢文庫本群書治要の経部、史部、子部における文末の「之」の訓読語の状況から、訓読者の属性、本漢文の性格によった訓分けもあると考えられる。さらに、神田本白氏文集卷三の本文と注の訓読事象の状況から、同じ資料においても、訓分けがなされた可能性もあるといえよう。よって、歴大なる漢籍訓点資料の一部における事象をもって、漢籍訓点資料の法則などを語る統一的パラダイムをもとに作業をすると、物事の実態を見逃すことがあると思われる。

本稿では、漢籍訓点資料も数点にしか検討が及ばず、ほかの多くの資料も考察して、事象を記述分析することで、実証的に実態に近づくことに勉めなければ



ばならないと考えている。

注

1、王力『漢語史稿』（中華書局、一九八〇年）第三十六節「指示代詞、疑問代詞等的發展」に、「殷虛卜辭中不用『其』、『之』作人稱代詞，可見它們不是和『余』『汝』等人稱代詞同時產生的，可能是它們先用作指示代詞，然後發展爲人稱代詞。」（殷の遺跡から発見された甲骨文において、『其』と『之』が人稱代名詞として使用されていないことから、『其』と『之』は『余』や『汝』という人稱代名詞と同時に人稱代名詞の用法を持ったのではなく、おそらく、先に指示代名詞として使用され、後に人稱代名詞の働きを備えるようになった」とある。

2、本論では『康熙字典（檢索本）』（中華書局、二〇一〇年）を使用している。

3、原本では「𠄎（𠄎十一）」という字である。

4、原本では「𠄎（𠄎十一）」という字である。

5、小林芳規『平安鎌倉時代漢籍訓讀の國語史的研究』（東京大學出版會、一九六七年）三四九頁

6、楊樹達『詞詮』（中華書局、一九五四年）の「之」の項目に「代名詞 彼也」（三人稱代名詞として使われる、「彼」の意味である）とある。そして、その下に『論語・学而』から「學而時習之，不亦悦乎？」の用例をあげて、「以上諸例『之』字用於賓位」と加え、「学而時習之」の「之」が目的語の働きであると説明されている。

7、楊伯峻『古漢語虛詞』（中華書局、一九八一年）。

8、原文は「习時之<sub>之</sub>」前文没有先行名詞，但有动词『学』字，因此足以知道『习时』是所字的内容，这是暗中指出先行词。」とある。

9、楊伯峻『古漢語虛詞』三四一頁（中華書局、一九八一年）。

10、楊伯峻『古漢語虛詞』三四五頁（中華書局、一九八一年）。

11、楊樹達『詞詮』一八一頁（中華書局、一九五四年）。

12、尾崎康「群書治要とその現存本」（斯道文庫論集第二十五卷、慶應義塾大学、一九九一年三月）

13、『群書治要』（七）（尾崎康 小林芳規解題、汲古書院、一九八九年）

14、『群書治要』（七）（尾崎康 小林芳規解題、汲古書院、一九八九年）

15、大田次男『神田本白氏文集の研究』（勉誠社、一九八二年）

16、小林芳規『平安鎌倉時代漢籍訓讀の國語史的研究』（東京大學出版會、一九六七年）三五二頁